

# 政策評価懇談会（第5回）議事録

## 1. 日時

平成15年10月2日（木）14:00～16:00

## 2. 場所

最高検察庁大会議室

## 3. 出席者

< 政策評価懇談会構成員 >

立石 信雄 オムロン株式会社相談役  
田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
(座長) 藤本 哲也 中央大学法学部教授  
山根 香織 主婦連合会常任委員

< 省内出席者 >

横田 希代子 大臣官房人事課付  
小原 聡 大臣官房施設課補佐官（施設担当）  
川井 和彦 大臣官房施設課官署施設企画係長  
由良 卓郎 訟務部門訟務調整官  
岩崎 邦生 司法法制部付  
泰田 啓太 民事局付  
白濱 清貴 刑事局参事官  
西田 博 矯正局国際企画官  
柿澤 正夫 保護局参事官  
釜井 景介 人権擁護局付  
上原 巻善 入国管理局入国管理企画官  
阪井 博 法務総合研究所総務企画部付  
川上 露秋 公安調査庁企画調整官

< 事務局 >

倉吉 敬 大臣官房秘書課長  
北村 篤 官房参事官（総合調整担当）  
森本 加奈 大臣官房秘書課付  
津本 充俊 大臣官房秘書課政策評価企画室長

## 4. 議題

討議

- ・平成14年度法務省事後評価結果の政策への反映状況報告書について
- ・平成15年度法務省事前評価実施結果報告書について
- ・法務省事後評価の実施に関する計画（平成15年度）の見直しについて

## 5. 配布資料

- 資料1：評価結果の政策への反映状況について（総括表）  
資料2：平成14年度法務省事後評価結果の政策への反映状況報告書  
資料3：平成15年度法務省事前評価実施結果報告書  
資料3-2：法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）  
資料4：法務省事後評価の実施に関する計画（平成15年度）  
資料5：法務省事後評価の実施に関する計画（平成15年度）改定（案）

## 参考資料

行政機関が行う政策の評価に関する法律  
行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令  
政策評価に関する基本方針  
法務省政策評価に関する基本計画  
平成14年度法務省事後評価実施結果報告書

## 6. 議 事

【森本課付】定刻になりましたので、これより平成15年度第2回政策評価懇談会を開催いたします。

【藤本座長】本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

御議論に先立ち、まず、事務局から、本日の審議事項について御説明願います。

【北村官房参事官】本日は、事前に皆さまにお送りさせていただき、席上にも配布させていただいております、資料2の反映状況報告書、資料3の事前評価実施結果報告書、資料5の事後評価の実施に関する計画の改定案について、御意見を頂戴したいと考えております。

まず、資料2の「事後評価結果の政策への反映状況報告書」でございますが、行政機関が行う政策評価の結果は、施策の企画立案作業における重要な情報として活用し、施策に適切に反映される必要がございます。前回、7月11日（金）に開催いたしました、この懇談会において、平成14年度に実施した施策についての事後評価の実施結果について皆さまから御意見を頂戴させていただきましたが、資料2の反映状況報告書は、その評価結果を政策・施策の企画・立案等にどのように反映したのかを本年9月1日現在で取りまとめたものでございます。本日は、この反映状況報告書に記載しております取組の内容につきまして、御意見を伺わせていただければと考えています。

次に、資料3の「事前評価実施結果報告書」についてでございますが、政策評価法では、国民生活、社会経済に相当程度の影響を及ぼし、あるいは、多額の費用を要することが見込まれるなどの要件に該当する施策として、研究開発や公共事業などを実施することを目的とする施策であって、政令で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならないと規定されています。法務省では、この規定に基づき事前評価を行わなければならない施策はございませんが、基本計画で、事業費10億円以上を要する新規採択の施設整備事業、それから、法務に関する研究などにつきまして、事前評価を行うこととしております。本年度は、この基本計画に従いまして、平成16年度予算の概算要求において要求しております4施設の整備事業と、法務総合研究所において本年度に実施することとしております研究について、事前評価を行いました。資料3の事前評価実施結果報告書は、その結果を取りまとめたものでございまして、その評価内容などについて御意見を頂戴したいと考えております。

最後に、資料5の「法務省事後評価の実施に関する計画の改定（案）」は、資料4の「事後評価の実施計画」の改定案でございます。資料4の実施計画は、本年度に実施しております政策を対象とした事後評価の実施計画で、具体的には、評価対象の政策を定めるとともに、事後評価の基本目標、達成目標、指標を定めたものでございますが、昨年度のこの懇談会において頂戴した御意見も踏まえて、本年3月に定めたものであります。本年度の政策を対象とする事後評価は、この実施計画に従って実施しているところでござい

すが、昨年度の事後評価の実施結果の報告書の作成に際しまして、改めるべきと考えられた点がございましたし、また、前回のこの懇談会で皆さまからの御指摘もありましたので、現時点で改定すべきと考えている点を資料5に取りまとめたものでございます。本日は、この改定案につきましても、御意見等を伺わせていただきその上で、資料4の実施計画を改定するとともに、御意見を踏まえて来年度の政策を対象とする実施計画の策定作業を行いたいと考えています。なお、来年度の政策を対象とする政策評価の実施計画の策定につきましては、次回の懇談会で御意見をお伺いしたいと考えておりますが、本日も、来年度に政策評価の対象とすべき政策について、御意見があれば、お願いしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

【藤本座長】ありがとうございます。それでは、御説明がありました事項につきまして、順次、御質問があれば、出席してもらっております担当部局の方に説明をしていただきながら、御意見を伺ってまいりたいと思います。

まず、最初に、「平成14年度法務省事後評価結果の政策への反映状況報告書」（資料2）について、御意見を伺ってまいりたいと思いますが、その前に、資料1として反映状況の総括表が配布されていますので、これについて事務局から御説明をお願いします。

【森本課付】それでは、資料1の総括表について御説明いたします。

この資料は、事後評価の対象とした政策・施策ごとに、反映状況として、「法令の立案・改廃へ反映したもの」、「予算要求へ反映したもの」、「機構・定員要求へ反映したもの」を総括表の形で取りまとめたものです。

平成14年度においては、21の政策・施策について、事後評価を実施しましたが、そのうち、「外国法事務弁護士」や「外国人の円滑な受入れ」に係る施策など、3政策については、評価結果を法令の立案・改廃に反映しております。また、「民事法律扶助事業」や「矯正施設における職業教育の充実強化」に係る施策など、15の政策について、来年度予算の概算要求に評価結果を反映させております。さらに、「検察広報の積極的推進」や「好ましくない外国人の排除」に係る施策など、6政策について、評価結果も踏まえ、来年度、新たな官職や組織の新增設を要求する機構要求や、職員の増員を要求する定員要求を行っております。なお、「国の利害に関係のある争訟の処理」や「行政事務の効率化」のように、施策の性質上、予算要求などに反映されようのない施策、あるいは、「矯正施設における教育活動の推進」のように、その施策に特化した予算要求を行っていないものもございしますが、事後評価の対象とした施策については、いずれも、引き続き、これまでの取組を充実・推進させることとしているところであります。

個々の施策ごとの具体的な反映状況については、後ほど御説明させていただきますが、概要を表すものとして、資料1の総括表も参考にいただければと思います。

【藤本座長】ありがとうございます。

まず最初に、この総括表について、御質問ありますか。ありませんか。

それでは、個別の政策ごとの具体的な評価結果の反映状況について、適宜、まとめて、順次、御意見を伺ってまいりたいと思いますが、まず、事業評価の「法務に関する研究」と、実績評価の1の「国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的な人権の擁護」について、御意見を伺いたいと思います。それに先立ちまして、事務局から、反映状況について説明願いたいと思いますが、反映状況については、施策の性質上、引き続き評価対象の施策に係る取組を行うということで、予算要求額の計数的な状況が記載されているだけのものもありますので、ポイントとなるものについ

て御説明いただきたいと思ひます。

【森本課付】それでは、事業評価方式を使用している「法務に関する研究」と、実績評価方式を使用している施策のうち、項目の1にあります、「国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的な権利の擁護」の分野に係るものについて、反映状況のポイントを御説明いたします。

報告書4ページの「外国法事務弁護士の在り方についての検討」をご覧ください。

我が国の外国弁護士受入制度は、昭和62年に施行された「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」、いわゆる「外弁法」と呼ばれておりますが、同法に基づき、法律業務の国際化などの要請から、外国の弁護士としての資格を持っている人が、新たな資格試験などを課されることなく、我が国で外国法に関する一定の法律事務を取り扱うことができるようにしたものであり、法務大臣の承認を受け、かつ、日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に登録を受けた者が外国法事務弁護士となります。法務省では、この外国法事務弁護士になる資格の承認に関する事務を行っていますが、「渉外的法律事務サービスの供給の安定」のためには、国民が外国法律事務を依頼する際の選択肢を増加させるとともに、競争環境の醸成によって外国法律事務のサービスの質の向上を図ることが必要であり、そのために、外国法事務弁護士の登録者数を増加させることが課題となっております。昨年度も、その登録者数は、引き続き増加しているところですが、今後も、社会・経済活動の国際化に伴い、外国法事務弁護士に対するニーズの継続的な増加が見込まれるところであり、外国法事務弁護士制度の整備、拡充を図っていく必要があると評価しているところでもあります。このような背景事情を踏まえ、法務省では、外国法律事務のサービスの質を一層向上させるなどの観点から、我が国の弁護士と外国法事務弁護士との提携・協働を積極的に推進する方策として、司法制度改革推進本部による外弁法の改正作業に協力し、その改正法は、本年7月に成立しています。また、外国法事務弁護士となる資格の承認審査の事務を円滑に進めるために、来年度予算においても、引き続き、運営経費の概算要求を行っております。また、その処理体制の更なる充実強化を図るために2名の増員を来年度の定員要求に盛り込んでいるところでございます。

次に、報告書の6ページ「民事法律扶助事業の推進」をご覧ください。

権利関係が複雑化している現代社会では、権利を有する者が裁判で権利を実現するためには法律知識や訴訟技術が必要である場合が少なくなく、弁護士費用などを自ら負担しなければなりません。経済的に余裕がない方々にとっては、これらの費用を負担することが困難な場合もあります。民事法律扶助事業は、資力の乏しい方々でも、裁判などで自己の権利を実現することができるようにするために、弁護士費用の立替え等の援助を行うものであります。現在、民事法律扶助事業は、財団法人法律扶助協会が法務大臣の監督下で実施し、国は、これに補助金を交付しています。民事法律扶助事業は、「裁判を受ける権利」を実質的に保障する意義をもつもので、司法制度の重要な基盤となる公共性の高い制度であります。特に、近年、景気動向を反映して、自己破産事件に対する扶助の需要を中心に、その需要は大幅に増大しております。このような状況であることもあり、立替金の償還を確保するなど、民事法律扶助事業の適正な運営を確保する必要性は大きいものでございます。昨年度も、自己破産事件に対する扶助の需要が大幅に増加するなど、この制度による援助の件数は前年度に比べても大きく伸びておりますが、大半の事件が被援助者の権利が実現される方向で終結し、償還金収入の確保にも努めていることであり、民事法律扶助事業は適正に実施されていると評価しているところでもあります。このように、法務省では、民事法律扶助事業の適

正な運営の確保に努めているところでありまして、来年度においても、自己破産事件の急増等により需要が増大されると予想されることを踏まえ、法律扶助事業費補助金として、本年度比、約5億増の約40億円を概算要求しているところでございます。

以上でございます。

【藤本座長】ありがとうございます。それでは、6ページまでのところで、どこからでも結構ですので、御意見をお伺いしたいと思います。どなたか御意見ございますか。

【田辺委員】簡単な質問ですが、6ページのところで、自己破産が急増するのに伴ってこの扶助制度を利用する人が増加するというのは分かるのですが、措置の具体的内容のところで、「真に援助を必要とする者が援助を受けられないという事態を招くことのないよう」とあります。こういう事態がどのくらい生じているというのは、實際上、どうやって捕捉するのでしょうか。たとえば、生活保護だと、受けるはずなのに受けない人がいるということもあり、これと類比して考えますと、捉えるのは難しいと思うのですが、その増加しているというのは、単に需要が増大しているということから出てくる数字なのでしょうか。

【藤本座長】人権擁護局、どうぞ。

【人権擁護局】現在、自己破産申立事件の約10パーセント程度を援助しておりまして、それは、借金の動機に同情すべき点があるものを中心に援助をしておりまして、そのような事案を真に援助を必要とするものということで考えております。なかなか実際の判定は難しいのですが……。

【秘書課長】ご質問は、自己破産事件が増えているために、そちらにお金をつぎ込まなければならなくなって、それ以外の事件について十分な援助ができなくなっているということはないのかという観点ではないでしょうか。

【田辺委員】その観点も入りますが。

【人権擁護局】自己破産の中でも、今申し上げましたように、申立ての10パーセント程度が平成14年度で援助した者の割合でして、その数が真に援助を必要とするものではないかと考えておりまして、それに見合う件数を予算要求しているということです。他方、自己破産事件と一般事件につきましては、別々に件数管理を行っておりますので、一般事件について、援助を必要としている者が自己破産事件が伸びてしまったために援助を受けられないといった事態は生じておりません。

【田辺委員】そう言い切れるのでしょうか。

【人権擁護局】一般事件と自己破産事件は別々に件数管理しておりまして、自己破産事件が伸びたために資金がなくなって、一般事件で援助を必要とする者について、その援助が与えられないという事態が起きないように事業を実施しております。自己破産事件については、先程も申し上げましたように、約10パーセント程度なのですが、これについては、真に援助を必要としている者に対して十分な援助を行っているかどうかという点についてはいろいろと御議論がございまして、少なくともその程度の者については、16年度についても援助をしていこうということで、予算要求をしているということでございます。

【秘書課長】ちょっと私から補足させていただきます。

法律扶助制度というのは、本来、裁判所に訴えを起こして権利救済を求めたいけれども、お金がないためにそれができないという、このような事態を回避するためのもので、勝訴の見込みがあるとか、本当に資力がないのかなどということを事前に審査して、その訴訟費用を弁護士費用も含めて給付する、そして、勝訴した後に、給付を受けたお金を返すことができれば、そのときに償還するという、こういう仕事、それが本来の目的なのです。真に

援助を必要とする事件というのは、本来そういう訴訟事件を考えていましたが、経済状況が悪くなって破産事件が増えました。この自己破産というのは、自分にお金がないが取立てがどんどん来る、もう破産の申立てをして、今ある財産を全部処分して各債権者に分けますと、そして、できれば免責を認めてもらって再起の機会を下さいということです。これは、裁判所の中の破産部というところで行っております。

自己破産について救済を求めている人についても、自己破産の申立てすらできないというのは放置すべきではありませんし、真に給付を求めているというべきなのですが、この反映状況報告書で言っているのは、自己破産があまりにも急増して、そちらにお金をつぎ込んでいきますと、国の予算で総額の限界がありますので、本来の訴訟への扶助ができなくなる、そういうことにならないように、所要の補助金を交付するようにしておりますということです。

法務省の予算の費目の中では、民事法律扶助事業の予算は、急激な伸びを示しておりますが、たった5億円かと思うかもしれませんが、財政状況の厳しい中で、単年度でこれだけ増やしていくというのは誠に大変なことです。ただいまの説明は、裁判所への申立て事件については、予算上別管理にしている、つまり、裁判所へも申立て事件を扶助するためのお金を自己破産申立事件に回すということはないできるように予算措置を講じておりますという趣旨です。

先生のおっしゃっている疑問はよく分かります。真に援助を求める事件というのは暗数としてどれくらいあるのかというのは、なかなか把握が難しいです。昨年度これだけのものがあつたとして、その数を来年度は削り込むことのないように予算要求しているというのが実態ですが、全国法律扶助事業協会では、最初に人権擁護局から説明がありましたが、厳正な審査をしておりますので、その審査を経た事案が真に援助を求めている事案だということです。最初からあきらめて法律扶助の申請もしていない者がいるかもしれませんが、その数ははっきり分からないということでございます。

【藤本座長】よろしいでしょうか。

【田辺委員】はい。

【藤本座長】ほかに何か6ページまででございますか。

【立石委員】4ページの「外国法事務弁護士の在り方についての検討」ですが、私は、このような内容で評価されて、法改正、予算措置、職員の増員に反映している旨記載されており、それについては、全然異論はございません。お聞きしたいのは、これ以外に何か施策をやられるのかということで、例えば、申請事務の業務自体の見直しとか、見直すことによって申請者の負担を軽減するとか、あるいは、承認までの期間の短縮化などを図るといった取組について、あわせて必要じゃないかと思えます。ここに書いておられるようなことだけでなく、今言ったようなことも是非今後の政策の中に入れていただければ、大変良いのではないかと思います。

【藤本座長】司法法制部、お願いします。

【司法法制部】御指摘のとおりと考えておまして、今回の法改正によりまして、外国法事務弁護士と日本の弁護士が協働する在り方については多様なものを認めると法改正したところでございます。ただ、実際に外国弁護士の方が日本で外国法事務弁護士としてより一層活躍されるということが当部としても目標としているところでございますので、承認申請のあり方ですとか、審査の迅速化、さらに、今年から検討しようと考えているのですが、現在、外国法事務弁護士が外国法事務弁護士として法人を作ることはできませんが、こういったものについても検討を進めていきたいと考えております。

【藤本座長】よろしいでしょうか。

【立石委員】はい。

【藤本座長】それでは、ほかに何かございませんか。

【山根委員】「外国法事務弁護士の在り方の検討」では、事務処理体制の充実強化等のため、2名の増員を要求していると記載されていますが、この2名というのは司法法制部の中の事務処理担当の職員を2名増員ということよろしいのでしょうか。

【司法法制部】御指摘のとおりでございます。今回法改正を行いました関係、また、これまでの外国法事務弁護士の登録者数の増加にかんがみますと、承認申請に対する事務の処理を法務省で行っておりますが、外弁制度の事務の処理について、より外弁制度が使いやすくなったということで、外弁になりたいと申請してくる方が増加すると見込まれますところ、その承認関係の事務処理について、現在も効率化には努めておりますが、いっぱいいっぱいのところでありまして、承認申請の数が増えてくると対応しきれないというのが一つ。もう一つは、このような外国における弁護士が日本で活動する、逆のことも考えられるわけでございますが、これにつきましては、今、サービス貿易の問題として、国際機関、それから二国間協定等で取り上げられており、特に、WTOなどで既に法律サービスに対する非関税障壁の撤廃として議論の対象となっております。また、WTOを補完する観点から二国間協定という動きがあります。既に日本とシンガポールとの間での協定でも、この外国弁護士の問題が取り上げられておるわけですが、今後10年間に、ASEAN諸国を中心として二国間協定の動きが進む予定で、現在、予定しているものでもASEANのうちの7か国と協定のための交渉が具体的に始まるという状況です。それから、2名の増員としましたのはもう少し理由がございまして、今年の外弁法の改正と併せまして、弁護士法の改正を行っており、新聞報道等もされましたけれども、司法試験に合格した後に企業等で実務経験を積まれた方、それから、いわゆる特任検事と言いまして、副検事から検察官特別考試に合格されて検事になった方に対しても弁護士資格を付与するという制度を作りました。この要件としまして、外弁に対する承認と非常に似てるのですけれども、研修を受けていただいて、その上で法務大臣の認定を受けた場合に弁護士資格が取得できるという制度を作ったわけです。この関係の認定の事務を行うのもこの外弁係ということになりまして、その関係でも事務の負担が増えるものですから、2名の増員を要求させていただいております。

【藤本座長】よろしいでしょうか。ほかにございますか。

【立石委員】2ページの「登記事務のコンピュータ化」ですが、コンピュータ化すること自体を目標にするよりも、コンピュータ化の結果としてどういうプラスになるかという観点、例えば事務の効率化とか、手続時間の短縮であるとか、不正が減少したとか、そういう真に達成すべき目標というのが別にあるのではないかと思います。ですから、コンピュータ化というのは当然これから必要であることは間違いないのですけれども、やはり、その評価をする場合、インプットとアウトプット、いわゆる費用対効果という見方が必要であるとすれば、今申し上げたような成果をアウトカムに着目した目標として掲げられた方がよいのではないかと思います。コンピュータ化を何パーセントまで進めたのかというだけでは少し違和感を感じます。なかなか難しいのかもしれないし、これからの問題なのかもしれませんが、いかがでしょうか。

【藤本座長】民事局、お願いします。

【民事局】この点は、前回の懇談会でも御指摘をいただいているところでございまして、まさにおっしゃいますように、コンピュータ化自体を目標としているわけではございません。コンピュータ化をすることによりまして、例えば、登記簿の抜き取りなどの不正を防止するという目的も一方でございます。ただ、

これを政策評価ということで数値的に評価するという点は難しいところがございます。そうかといひまして、コンピュータ化することによる目的、国民の皆さま方にとっての具体的な目的というものは、御指摘のとおりでございますので、その点をどのように今後政策評価の対象にしていくのかということ、将来的な課題ではありますが、現在、民事局内でも検討しているところでございます。

【立石委員】是非よろしくをお願いします。

【藤本座長】ありがとうございます。そのほか何かございますか。

それでは、次に、2の「法秩序の維持(刑事・治安の面から)」と3の「出入国の公正な管理」について、まとめて、御意見を伺いたいと思います。7ページから32ページになりますが、事務局から、ポイントとなる点について説明をお願いします。

【森本課付】まず、報告書8ページの「検察広報の積極的推進」をご覧ください。

検察が法秩序を維持し、社会正義を実現するためには、検察活動に対する国民の理解と協力が不可欠であります。そのためには、効果的な広報活動を実施し、刑事司法全体について、正確な理解と信頼を得る必要があります。このような認識に立ち、検察庁では、主に小中学生を対象として行われる移動教室や出前教室、さらに、刑事裁判傍聴等の各種広報活動を積極的に推進しているところであります。移動教室というのは、検察庁において、庁舎見学や検察に関する説明や質疑応答を行うというものであり、出前教室とは、検察庁職員が講師として学校に出向くなどして検察に関する説明や質疑応答を行うものであります。このように、検察庁では広報活動を積極的に推進しているところでありますが、昨年度に、東京など4つの地方検察庁に検察広報官を新設し、報道機関からの取材対応を担当する次席検事を補佐するとともに、各種広報活動の実施や企画立案を専門に担当させております。この検察広報官の新設については、これにより広報窓口が一本化し、より効率的で効果的な検察広報活動を実施することができ、検察に対する一般国民の関心・興味は高まりを見せていると評価しているところであります。そのため、来年度の機構・定員要求では、大都市である、仙台、横浜、神戸の各地方検察庁に検察広報官を新たに3人増設するための要求を行っているところでございます。

続きまして、9ページの「矯正施設における職業教育の充実強化」をご覧ください。

刑務所で行われている職業訓練は、受刑者が行う刑務作業の一つの形態であり、その目的は、受刑者が職業的技能や知識を身につけ、公の免許若しくは資格を取得することにより、改善更生して円滑に社会復帰することにあります。このような目的を効果的に達成するためには、受刑者職業訓練の訓練種目を実社会の労働需要に沿うように多様化させるとともに、職業訓練の修了者数、資格又は免許の取得者数等が増加するように施策を進める必要がありますが、刑務所における職業訓練の修了者の資格・免許の取得率は、高い水準で推移しており、受刑者の改善更生などに資するものとなっていると評価しているところであります。前回のこの政策評価懇談会におきましても、「現在の労働需給に対応した様々な職業訓練種目を設けて取り組んでいること、資格又は免許を取得するために受験した受刑者の合格率が高い数値で推移していることから、受刑者の職業訓練の充実が図られていると評価できる。今後とも高い合格率が維持されることが望まれる。」との評価をいただいたところでございます。近年、ご承知のとおり、行刑施設は、過剰収容が常態化していますが、現在のところ、被収容者数の増加に歯止めがかかる兆しは見受けられません。このような状況下で、受刑者の職業訓練を充実強化するため、来年度においても、職業訓練実施経費として約1億4,000万

円を概算要求に盛り込んでいるところでございます。

続きまして、報告書13ページの「更生保護活動の推進」のうちの「基本目標：保護観察対象者の改善更生を促進する」の「達成目標：保護観察対象者の就業を確保する」をご覧下さい。

保護観察は、犯罪者や非行少年に通常の社会生活を営ませながら必要な指導監督・補導援護を行って、その改善更生を図る措置であります。就業は、健全な社会生活の中心となるもので、自立した生活を営む上で重要であり、保護観察対象者の改善更生を図るためにはその確保は極めて重要であります。昨年度は、完全失業率が平成12年度以降上昇し続けている中で、保護観察終了者に占める無職者の割合も、平成13年度と比べ上昇しているところであり、保護観察対象者の就業を確保しその改善更生に資するために、保護観察対象者に対するより有効な就労指導の方法について検討するとともに、協力雇用主の確保を促進する必要があると評価しているところであります。そのため、来年度においては、保護観察対象者に対し、対人能力や社会適応能力の向上を目的とした就労指導を行うために必要な経費として、本年度比約5,400万円増の約6,800万円の概算要求をしているところであります。この概算要求額の増額は、主に、資質面・就労経験不足等の問題から就職に至らない保護観察対象者に対して、この問題の解消や対人関係能力の補充等を目的として、新たに、就職活動の方法や就労先での対人関係の在り方等について積極的に指導する「就労促進処遇プログラム」を実施するために必要な経費を要求していることによるものであります。また、犯罪や非行をした者の就業について理解のある協力雇用主を新規に開拓するほか、協力雇用主として必要な知識等を習得するための研修を行うために必要な経費も概算要求に盛り込んでいます。

続きまして、報告書30ページの「好ましくない外国人の排除」をご覧下さい。

不法残留外国人は、近年、入管法の改正、入国管理局の体制強化、警察等との連携強化などにより、減少傾向にありますが、依然として高い水準で推移しており、治安悪化の要因であると指摘されているところであります。我が国社会の安全と秩序を維持するために好ましくない外国人を排除することは、出入国管理行政の重要な役割の一つであります。昨年度は、首都圏を中心とした集中摘発の実施や偽変造文書鑑識体制の充実等による厳格な入国審査の実施など、総合的な不法滞在外国人対策を行った結果、我が国における不法残留者数は減少傾向を維持しています。また、偽変造文書鑑識専従職員及び偽変造文書鑑識機器を十分に活用した結果、平成14年中に出入国審査時に発見した偽変造文書発見件数は、前年と同程度であり、新たな入管法違反者の入国阻止に効果をあげています。このようなことから、不法滞在者対策は効果をあげているものと評価しているところでありますが、好ましくない外国人を排除するためには、なお一層強力かつ効果的な不法滞在者対策を推進する必要があります。そのため、来年度においても、引き続き、摘発活動、摘発後の収容、送還などの退去強制の手續に係る経費、不法就労外国人対策キャンペーン及び偽変造文書鑑識機器に係る経費等、約28億円を概算要求しているほか、入国審査官及び入国警備官98人の増員を要求するとともに、東京入国管理局新宿出張所に、入管法違反者等に関する情報の分析と不法滞在者摘発の企画を担当する統括入国警備官と、新宿地区とその周辺の繁華街等における摘発を担当する統括入国警備官を設置することを要求しております。なお、近時、外国人によるピックアップ事犯が多発していることを踏まえ、本年5月にいわゆる「ピックアップ法」が成立しましたが、これに合わせ、この法律に定める罪に該当する者を上陸拒否及び退去強制の対象とする入管法の一部改正も行ったところであります。

以上です。

【藤本座長】ありがとうございました。それでは、どこからでも結構ですので、御意見をお願いしたいと思います。

【田辺委員】「外国人の円滑な受入れ」に関する24ページの記載ですが、これは、要するに、構造改革特区の一部改正で、この中で在留期間の延長という措置をしたということだと思えるのですけれども、私の特区の理解というのは簡単でありまして、規制はなくすけれどもお金はあげないというのが特区であると考えております。ここの欄で、58人の増員要求とありますが、これ自体は当然だと思えるのですけれども、この欄に記載するのが適切かというのはまた別問題で、特区は特区の規制緩和に関わる効果のところでは生じることで、その反射効果として58人の増員要求が出てくるというのは、評価の反映としての要求としては、ロジックとして少しずれているのではないかという気がしております。

【藤本座長】入国管理局、お願いします。

【入国管理局】58人の増員については、構造改革特区という要因だけで増員要求しているというわけではもちろんないわけですし、外国人の円滑な受入れという政策の中で要求したいということで、一つは犯罪対策閣僚会議の中でもありました水際対策、あるいは、不法滞在者対策の中で、特に出入国の適正な審査、円滑化ということもございます。それから、在留している外国の方々の実態を把握して適正な在留審査をするということも行っておりまして、出入国審査体制の状況等を踏まえて、全般にわたって更に業務の充実・強化ということでの増員要求でございます。

もちろん、御指摘のとおり、構造改革特区自体は内閣官房の方でまとめられて、それに基づいて実施されているところであります。中身につきましては、技術的分野についての円滑な受入れを引き続き進めていくことが必要だと考えております。

【田辺委員】58人の増員要求については、個人的にはもっと増員すればいいと思いますが、省令の改正というのは、増員要求としてはプラスなのかもしれませんが、その次の特区に関する法律の改正というのは増員要求のロジックにつながるかというとき、これだけではプラスの効果は生まないという意味で、ここに具体的内容として増員要求しているというのが出てくるのは、ちょっとロジックとしては飛んでいるのではないかという感じがします。逆に言うと、ロジックとして使えないものと使えるものが混合しているという感じがするのです。

【秘書課長】外国人の円滑な受入れができるように、成田空港で行列ができるということでは困るので、出入国審査も迅速にやれるように人も増やさなければならぬということと、それから、もっと外国からたくさん人を受け入れるようにしてくれという要求がある一方で、単純労働者をどんどん入れるわけにはいかないという国の政策もあり、その調整を図るため、特区の形で、例えばソムリエについて、この地域ではそういう人が必要だというのがあれば、その限度で門戸を広げるのもいいのではないかと。それは確かに増員とは直接の結びつきはないのかもしれませんが、そういう政策をやっておりますということでここでは挙げていたということだと思えます。

【田辺委員】分かりました。

【藤本座長】ほかに何かございますか。

【立石委員】9ページの「矯正施設における職業教育の充実強化」ですが、本当に丁寧にやられていると私は高く評価したいと思います。特に、社会の労働の需給状況の把握とか、出所後の就職に結びつく訓練を積極的にやっていこうという姿勢は、高い評価をしたいと思います。ただ、問題は、いわゆる過剰収容問題です。先程も説明がありましたけれども、こういう景気状況の下、過密

状態の施設の中で、受刑者に対し、本当に職業教育を受ける機会を均等に与えられるようなことができるのだろうかということを考えた、「今後の予定」という欄の中に、今後の課題として、過剰収容問題をどう解決するかという点も出してもらった方がよいのではないかと思います。これは大変な問題だと思います。今でも現実的に受刑者の数は増えており、そういう中で、受刑者の出所後の雇用の確保というコンセプトと費用対効果を求めるのですから。

【藤本座長】矯正局、どうですか。

【矯正局】委員のおっしゃるとおり、今過剰収容対策としては、いかに受刑者を収容する場所を作るかということばかりに主力がいておりまして、すぐできることということで、職業訓練を行う場所である教室を舎房にしているといった状況でございまして、これからは、収容能力を高めつつ、職業教育を実施する場所を確保して、均等な教育ができる努力をしていきたいと思っております。

【立石委員】是非お願いします。

【藤本座長】ほかにございせんか。

【山根委員】過剰収容ということに関してですが、昨年、強制送還手続を待つ外国人の収容施設を一度視察をさせていただいたのですけれども、大変ぎゅうぎゅう詰めで、劣悪な環境という印象を受けました。更生保護施設については、改修や補修をする、整備を推進するという目標を定めて政策評価していますけれども、外国人の収容施設はあのままでしょうか、何か予定はないのでしょうか。

【入国管理局】反映状況報告書の「好ましくない外国人の排除」のところにもございませぬけれども、収容施設の増築につきましては、今年の2月に東京入管の新庁舎の完成により、収容定員をこれまでの450人から800人に拡大したところであり、既に運営をしております。また、入国者収容所である東日本入国管理センターというのがございまして、ここの収容定員につきましても、約450人から700人に拡大するというところで、現在工事中でございまして、収容定員の拡充を図っております。

【藤本座長】よろしいですか。

【山根委員】はい。

【藤本座長】ほかに何かございますか。32ページまでです。

【立石委員】「外国人の円滑な受入れ」について、24ページの「今後の予定」の(2)に「IT分野以外においても、我が国に有益となる外国人の積極的な受入れを図るための施策を講ずることを検討していく。」とあります。これは経済界側から見てですが、ナノテクとか、ロボットとか、そういう日本のこれからの産業を支えていく技術の専門家の受入れというのは、日本の新しい産業育成のために必要だと思います。今後どういう人を積極的に受け入れていく必要があるのかということについて、経済界とのコミュニケーションを是非取っていただいて、ヒアリングをするなどして、経済界の要望というものを聴きとっていただくということも必要ではないかと思います。私が当面これから必要になってくると思うのは、もちろんITは相当進んでいますが、ロボットとか、ナノテク、それからバイオの世界ですね。こういう技術者というのがこれからテーマとして出てくるのではないかと思います。その点につきまして、「今後の予定」の欄に、経済界とヒアリングもしていくということも入れていただきたいと思います。

【入国管理局】御指摘のとおり、専門的、技術的分野につきましては、積極的に受け入れられるという方針がございまして、入国管理局におきましても、経済界とのヒアリングということで、法務大臣の諮問機関である政策懇談会や、地方のブロックごとに入出国管理行政の意見聴取会ということで、経済界の方々も含めまして、それぞれご意見をうかがっているところでございまして、そういった

いろいろなご意見を幅広く伺いまして、社会のニーズと国内における産業、あるいは労働需給にも影響を与えますので、その辺のところも考慮しつつ、できるだけニーズに合った形で検討していきたいと思います。

【藤本座長】ほかに何かございますか。

【田辺委員】今との関連で感じたのですけれども、構造改革特区ですと、内閣官房を経由して法務省の方にこういう要請がきているという形になると思うのですが、特区でやるくらいなら、省令等を改正して、全国的にやってしまった方が早いということで、省令自体を変えた対応というのはどれくらいあるのでしょうか。特区でやらなくても全国規模で変えた方が早いといった例ですが。

【入国管理局】ご承知のとおり、特区の制度自体が地域の特性に合わせて特例措置を導入して経済活性を図るということで…。

【田辺委員】構造改革特区の提案募集の段階で、例えば、ここの部分の規制を緩和して欲しいとの要望がありましたよね。

【入国管理局】ノーアクションレターということで説明要望がございます。規制緩和については、特区に限定した特例措置の導入と、全国規模での規制緩和と二通りあり、両方とも進めておりますが、件数となると用意していないのですが、御指摘のとおり、特区そのもの自体につきましては、最終的には地域限定から全国規模での規制緩和への展開ということで位置付けられておりますので、そういった点で、できるだけ、特にここで言われている専門的・技術的分野の外国人の受入れについては積極的に検討していきたいと考えております。

【藤本座長】ほかにございませんか。

【立石委員】前回は申し上げましたが、「好ましくない外国人の排除」というものを政策評価の対象とされているのは、大変評価できると思います。この「好ましくない外国人の排除」について、最終的な目標というのは、不法残留者等を背後で操っている、不法残留、あるいは不法入国を誘導する、いわゆる犯罪組織の壊滅ではないかと思っておりますので、「今後の取組」の欄に記載していただきたいと思うのですが。

【入国管理局】先生御指摘の点につきましては、この前の懇談会でも御指摘をいただいたところがございますが、背後組織、ブローカー等に対して処罰を求めて、不法滞在問題を根本からなくしていくという考え方については、私たちも同じ考えを持っておりますので、実施結果報告書の「基本的な考え方」の欄に盛り込ませていただいております。そのような基本的な考え方に立ちまして、警察等の関係機関とも連携しながら、強力に不法滞在問題に取り組んでいきたいと考えております。また、来年度の評価結果を取りまとめるときに、こういった政策について、こういった効果があるかという点につきましても、考えていきたいと思っております。

【藤本座長】よろしいでしょうか。

ところで、不法残留者は減ったのでしょうか。

【入国管理局】まだ高い数字ではございますけれども、現状としては減少傾向にございまして、平成14年1月現在で約22万4000人、平成15年の1月現在で22万552人ということで、平成5年が約30万人近くのピークでございましたが、取組の効果により、減少傾向ではございます。ただし、まだなお相当数の者がおり、それらの者が犯罪に走るということがございます。そして、その背後には国際犯罪組織などがありますので、好ましくない外国人の排除の取組については、引き続き努力していきたいと思っております。

【藤本座長】ほかに何かございますか。32ページまでよろしいでしょうか。

それでは、次に、4の「国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理」、それから、5の「すべての任務に共通する施策及び国際協力に関する施策等」、それと「総合評価」について、御意見を伺いたいと思っております。ま

ず、事務当局からポイントとなる点について御説明をお願いいたします。

【森本課付】それでは、反映状況報告書のうちの残りにつきまして、概要を御説明いたします。

これらの部分の施策については、いずれも、引き続き、取組を行うとして  
いるものにとどまりますが、一点だけ、45ページの「法制度の整備の部分  
について」、御説明をさせていただきます。法務省では、事後監視・救済型  
社会の実現の基盤となる、経済活動にかかわる民事・刑事の基本法制の整備  
に取り組んでいるところであり、その法整備のための施策を総合評価方式に  
よる政策評価の対象としているところであります。その評価は、法整備を終  
えた後に、その整備によってもたらされる効果を分析することで行うこと  
になりますが、これまでも、様々な法整備を着実に進めてきているところ  
でありますので、この報告書では、本年度に行った法整備作業について具  
体的に記載しているところであります。

【藤本座長】それでは、4と5、それから総合評価について、33ページから46  
ページまででございますが、何かございますか。

【田辺委員】一点、質問でございますけれども、「国の利害に係りのある争訟の処理」  
に関し、38ページのところで、裁判の迅速化に関する法律が施行されるこ  
とによって、少なくとも一審レベルの審理期間の短縮を図らなければいけ  
ないということを出ていると思うのですが、国の迅速化に関する法律の目指  
しているところと、現状の処理期間の897日というところを考えると、16  
人の増員要求で足りるのでしょうか。また、具体的にどのような案件が長引  
いて処理が難しいのでしょうか。

【藤本座長】訟務部門、お願いします。

【訟務部門】裁判迅速化法が平成15年7月16日に施行されましたけれども、この法  
律によりますと、第一審は2年以内に終結されることとされておりま  
す。期間的に、今までも2年以内に終わっていた事案もございませ  
ども、国と当事者の訴訟というものは、大型事件が多ございまして、原告の数が多  
くなり、審理も長引くということもございませ  
ます。そのような状況下において、  
このような事件を一律ほかの事件と同じように2年以内で終わらせるとな  
ると、訟務部門としましても、人的な体制を整えていかなければなら  
ないと考えておりますが、あまり大きな増員は望めないという問題がござ  
います。また、民事訴訟法の改正もございまして、これはまだ施行期日は明  
らかではありませんが、それによりますと、提訴前に当事者間で提訴を予  
告通告する制度、裁判所に係属する前から訴訟に関与するという状況が  
ございませ

【藤本座長】ほかに何かございませ

【立石委員】40ページの「行政事務の効率化」についてですが、実施結果報告書には、  
電子メール等によるコミュニケーションコストの削減ですとか、ペーパー  
レスの結果どうなったかなど、詳細な成果を挙げてありました。私は、この行  
政事務の効率化のためのIT化あるいはペーパーレス化を継続してやっ  
ていくことが大切だと思いますが、この前の報告で終わってしまっ  
ているような感じがするので、是非継続していただきたいと思  
います。これは、要望として  
です。

【藤本座長】これは、秘書課でよろしいですか。

【北村官房参事官】昨年度最後の懇談会でも御説明させていただいたのですが、この「行  
政事務の効率化」については、ペーパーレス化による効果を測定するのはか  
なり困難なところがありますし、後ほど御説明させていただきたいと思  
っていますが、今年度からは、行政事務のオンライン化という、国民に対するサ  
ービスを向上させるという観点からの評価になじみやすい施策について評  
価を実施しているところであります。その中で、御指摘の点も踏まえてど  
ういう評価を行っていくか考えていきたいと思  
います。

【藤本座長】ありがとうございます。ほかに何かありませんか。

【山根委員】39ページの「広報活動の推進」に関係するのですが。今朝自宅で、新しい法務大臣はどんな方かと思い、法務省のホームページを開いてみたのですが、大臣のところは準備中ということで全く何も出てきませんでした。他の省庁はどうかと思い、新しく大臣が替わった2、3省庁のホームページを見てみたら、顔写真が入って経歴が出ていたり、記者会見の様子が詳しく出ていたり、それぞれのやり方で出ておりました、とても残念に思いました。政策に関する細部については後回しにするとしても、簡単なプロフィールのようなものであれば、比較的早く載せられるのではないかと感じましたので、一応報告させていただきます。

【北村官房参事官】ご指摘の点に限らず、ホームページの改善については、いろいろ検討しているところであり、できる限りの改善を進めていきたいと思っております。

【藤本座長】ほかに何かございますか。

御意見ありがとうございます。

それでは、続きまして、資料3「平成15年度法務省事前評価実施結果報告書」について、御意見を伺ってまいりたいと思っておりますが、まず、事務局から、評価の概要について簡単に御説明をお願いします。

【森本課付】それでは、資料3の「平成15年度法務省事前評価実施結果報告書」について御説明いたします。

冒頭に説明しましたように、法務省では、政策評価法上、事前評価を義務付けられている政策はありませんが、参考資料として席上に配布させていただいております「法務省政策評価に関する基本計画」の6ページ(4)にありますように、「新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備」、及び「法務に関する研究」などについては、事前評価を実施することとしているところであり、本年度は、平成16年度予算の概算要求において要求している4箇所の施設整備と、法務総合研究所において平成15年度に実施することとしている研究について、事前評価を実施いたしました。

その評価結果の概要について御説明いたしますが、施設整備の4事業につきましては、専門的事項に係る部分も少なくないので、後ほど、担当者の方から、施設整備おける事前評価の基本的考え方や評価手法も含め、御説明させていただきたいと思っております。

それでは、報告書37ページの「法務に関する研究」をご覧ください。

これについては、法務総合研究所において平成15年度に行う研究計画について評価したもので、近時大きな問題となっております、少年犯罪・犯罪者処遇・保護観察政策などについて、数多くの研究テーマが掲げられており、特に少年犯罪については、少年法改正の見直し時期と相まって、時宜を得た研究になると評価し、また、継続研究とされている「DV加害者に関する研究」や、「企業犯罪の防止と制裁に関する法学及び経済学的視点からの分析研究」などについても、今後の刑事政策を検討するに当たって極めて有効な研究になるものと期待できると評価しています。なお、この「法務に関する研究」につきましては、既に、法務総合研究所において、内閣総理大臣決定「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」に基づき設置いたしました学識経験者等による「研究評価検討委員会」で評価をいただいているところでございます。

続いて、施設整備につきまして、担当の方から説明させていただきます。

【施設課】始めに、お手元の資料3-2を御覧ください。この資料は、当課における事業評価の概要について取りまとめたものでございまして、事業評価の手法に関しては、施設特性に応じた2つの評価手法を構築しております。1つは官署施設、もう1つは収容施設という大きな分類がございます。官署施設といたしますのは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、保護観察所、入国

管理局，公安調査事務所等の庁舎を指しております。収容施設といえますのは，刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所等を指しております。

こちらにつきまして，事業の緊急性・優先性，計画の妥当性，事業の効果，これは費用対効果と言われておりますが，これらの3条件で評価をさせていただきます。

事業評価の内容ですが，事業の緊急性につきましては，現状施設の状況から新規整備事業の緊急性・必要性を評価し，事業の採択の有無を判断しております。計画の妥当性につきましては，新たな計画内容の妥当性を評価しております。事業の効果につきましては，投入されるコストに見合った結果が得られるかを判断しております。

資料3をお開きいただきたいと思います。先ほど御説明させていただきましたように，施設整備につきましては4事案について評価をしております。一つが苫小牧法務総合庁舎整備等事業評価，それから伊丹法務総合庁舎新営工事業評価，宮城刑務所新営工事業評価，奈良少年刑務所新営工事業評価となります。

では，具体的なものにつきまして，苫小牧法務総合庁舎整備等事業で御説明させていただきたいと思います。

8ページを御覧ください。こちらが先ほど申し上げました事業の緊急性・優先性を評価指標に基づきまして，該当した評点を点数化し，100点以上を採択ということで判断しております。今回の苫小牧法務総合庁舎整備等事業につきましては，老朽・狭隘で判断しております。老朽につきましては，評点80点のところ，現存率70%以下となっております。狭隘につきましては，評点100，面積率0.50以下となっております。こちらにつきましては，国土交通省の公共建築における官庁営繕事業の事業評価システムに基づいてこの指標を使っております。狭隘を主要素として100，老朽に関しましては，従要素としてこれの10%の値を評点として出しております。これに最終的に加算点，これは法務総合庁舎の場合につきましては，10点を加算ということで，10点加算しまして，118点という評点でやっております。

続きまして，計画の妥当性でございますが，次の9ページを御覧ください。計画の妥当性の内容につきまして，用地取得の見込みにつきましては，国有地の所管替え予定，公有地等の借用予定，建設までに用地取得の計画有り，又は民有地を長期間借用可能なものということで，評点は1.0ということでございます。次に，災害防止・環境につきましては，自然条件が災害防止・環境保全上良好ということで，1.1の評点を採っております。アクセスの確保については，周辺に道路・鉄道等が整備済みということで，1.1を採用しております。都市計画・土地利用計画との整合性ということで，都市計画との整合はあるとして1.0を評点としております。敷地形状につきましては，敷地が有効に利用できる形状であり，安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接しているということで，1.0の評点をしております。建築物の規模でございますが，業務内容に応じ，適切な規模が設定されているとして，1.0を評点としております。敷地の規模につきましては，建築物の規模に応じ適切な規模となっているとして，1.0を評点としております。構造としましては，今回は法務総合庁舎でございますので，合同庁舎，法務総合庁舎としての整備条件が適当ということで，1.0を評点としております。機能性につきましては，標準的な構造として計画されている，又は，特殊な施設で必要な機能等が満足される計画であるということで，1.0の評点としております。これらの評点を各係数にかけまして，100倍した数値で計画の妥当性の評点をしておりまして，こちら100点以上を採択としております。

続きまして、費用対効果につきましては、資料3 - 2の2枚目に簡単にまとめさせていただきます。

官署施設の費用対効果算出方法としまして、これは、コストに見合う効果ということで、検察庁、法務局それぞれの効果項目に対して上の総費用を割ったもので評点を出しております。その総費用の算出方法につきましては、初期費用としての建設費と企画・設計関係費に維持修繕費を足したものでございまして、資料3の10ページに設費、設計費として約13億3,100万円で、維持修繕費としましては、修繕費、保全費、水道光熱費の50年間の価格につきまして算定しております。こちらは、約9億1,500万円ほどということで、総費用としましては、合計22億4,600万円ほどの費用が算出されております。

次に、施設を整備することによっての効果でございますが、これは検察庁、法務局共通の効果項目をまず出してございまして、それから施設の特性に依じた検察庁、法務局の効果項目を算出しております。共通項目といたしましては、資料3の10ページでございますが、利用者の利便、敷地利用の改善、土地の改善、これは立地場所の変化による最寄り駅からのアクセスの短縮化を効果として算出しております。規模の改善でございますが、現状施設から新営施設の駐車スペースの増減を効果として算出しております。行政サービスの質の向上でございますが、こちらは施設の新営に伴う狭隘解消、情報化への対応等による執務効率の向上を効果としております。来庁者の利便性の向上としましては、施設の新営に伴う来庁者の利便性、待ち時間の短縮等を効果としております。こちらの方の利用者の利便ということで、資料3の10ページを御覧いただきたいと思いますが、約28億5,800万円を効果の価格として算出しております。それから地域への寄与ということで、地域住民の満足度の向上につきましては、施設整備により敷地及び建物の景観の向上を効果としております。それから、地域経済効果としまして、当該施設への来庁者による周辺への各種経済的向上を効果としております。地域への寄与を算出した金額につきましては、10ページの約18億6,800万円ほどの価格を算出しております。安全の確保でございますが、施設機能維持効果としましては、現状施設のライフサイクルコストと新営した施設のライフサイクルコストの差を効果としております。それと、防災安全性の向上ということで、新営施設が持つ耐震性、防災安全性のレベルまで現状施設のレベルを高めるために必要なコストを効果としております。この安全の確保としましては、約14億7,800万円ほどの価格を算出しております。環境への配慮として、地球温暖化対策で現状施設と新営施設の運用段階のエネルギー消費に伴うCO<sub>2</sub>の排出量の軽減を効果としております。それと長期的対応としまして、新営施設をより長期間使用できるように計画することによっての経済効果を費用として算出しております。こちらの価格につきましては、約7億4,500万円ほどの価格を算出しております。次に、11ページでございますが、こちらで検察庁の施設整備をすることによっての効果を算出しております。まず、来庁者対応機能の充実としまして、地域住民の満足度の向上で、バリアフリー化した施設を整備することによっての効果を算出しております。こちらの価格につきましては、1,515万円ほどになっております。それから、被害者の配慮ということで、カウンセリング室の設置、これは事件への協力の貢献や、適切迅速な事件処理をすることが効果として現れるということで、こちらのカウンセリング室の設置をすることによっての効果の価格を1,700万円ほどと算出しております。業務効率・適切な業務の遂行ということで、調室の充実が現状施設よりも充実されることによる効果を、それと保管機能の充実ということで記録や証拠品庫を適切に確保することによっての効果を価格として算出しております。その価格が37

億5,000万円ほどになっております。防犯性の向上としまして、被害者専用動線、待合室等の充実・確保によつての効果として、1,500万円ほどの価格を算出してあります。位置の改善ということは、裁判所との距離と考えておまして、今回は距離は変わりませんので、0という価格で算出してあります。検察庁としての効果金額としましては、37億9,800万円でございます。そして、苫小牧法務総合庁舎のもう一つの入居官署でございます、法務局の効果も算出してありますが、こちらにつきましては、来庁者対応機能の充実、相談機能の充実ということで、多様な人権問題に対応する部屋を設けることによつての効果金額として1,500万円ほど価格算出してあります。それから、業務処理機能の充実ということで、登記窓口、事務室、閲覧機能の充実ということで、こちらの利用者の待ち時間の短縮等を効果として表しておまして、約19億3,300万円ほどの価格を算出してあります。法務局の効果価格としましては、約19億4,800万円ほどでございます。これらの投資されるものによつての効果ということで、総効果として126億9,800万円ほどでありまして、それを総費用で割った数字が5.65ということで11ページに記載してございます。

採択事業としましては、1.0以上を採択ということで考えてあります。以上のことから、苫小牧法務総合庁舎につきましては、新規採択事業としての要件を満たしていると評価してあります。

12ページの伊丹法務総合庁舎の新営工事を含めた残りの事業評価ですが、施設課における事業評価につきましては、2段階の評価方式を採っておりまして、先程説明した苫小牧法務総合庁舎整備のように、事業費を要求する段階で費用対効果まで算出するものと、伊丹法務総合庁舎新営工事以下の3事業のように、事業費要求の前段階である調査費要求の段階で事業の緊急性・計画の妥当性までを評点として評価するもので、事業費要求する段階でより精度を高めて、再度、費用対効果の分析を含めて総合的に評価することとしてあります。伊丹法務総合庁舎につきましては、事業の緊急性は109点、計画の妥当性は121点、以上により新規採択事業としての要件を満たしていると評価してあります。続きまして、21ページの宮城刑務所新営工事についての事前評価でございますが、こちらについても調査費要求の段階での計画の妥当性までの評点を出してあります。事業の緊急性は106点、計画の妥当性は110点、以上により新規採択事業としての要件を満たしていると評価してあります。続きまして、29ページの奈良少年刑務所新営工事についての事前評価でございますが、こちらにつきましても事業の緊急性が109.5点、計画の妥当性は133点ということで、新規採択事業としての要件を満たしていると評価してあります。

以上でございます。

【藤本座長】ありがとうございました。それでは、御意見をお伺いしたいと思いますが、御説明にもございましたように、法務に関する研究につきましては、私自身が委員を務めております、研究評価検討委員会において、2時間にわたって議論しまして、有効かつ必要性の高い研究であると評価しているところでございますけれども、これについても御意見がございましたらお願いします。

【田辺委員】質問なんですけれども、ここにある事業は、いずれも、必要性のある、やった方がよいという事案ばかりですけれども、ウェイティング・リストに載っている事案はどれくらいあるのでしょうか。事業の緊急性、計画の妥当性が100以上になっているものとしてということですが。

【施設課】政策評価は始まったばかりで、法務省の施設につきましては2,000庁以上ありまして、緊急性や必要性等について、全部について評価できていない状況でございます。今後、これらにつきましてもすべてを評価をして、優先性などチェックをした後に、概算要求に反映させていきたいと思っております。本

年度につきましては、この4事案のみです。

【田辺委員】概数でいいますと、この4事案と同じレベルのものはどれくらいあるのでしょうか。

【施設課】かなりあります。また、過剰収容の問題もあり、こういった対処が必要かなどいろいろ考えていく必要があります。まだそこまで追いつかない状況でございます。

【田辺委員】件数が多くなってきましたと、いわゆる公共事業でいう箇所付けという問題が出てくると思います。たくさんある中でどこから手を付けていくのかというのは、センシティブな問題になってきますので、できれば早いうちにウェイティング・リストをおそろえになった方が動かしやすいと思います。

【施設課】今後そのような形にしていきたいと思っております。

【藤本座長】ほかに何かありませんか。

【立石委員】評価を数値で正しく評価するというのは、私たちにとっても、なじみやすいし、分かりやすいと思います。私は、苫小牧だけが費用対効果が出ているのはなぜか聞いたのですが、説明を聞いて理解しました。それと、事前評価の結果、採択されなかった事案があれば、それについて聞いたのですが…。

【施設課】今のところございません。

【立石委員】ないということですね。ですから、ここは絶対大丈夫だという事案しか評価していない。そういうことですね。

【施設課】御指摘のとおりです。

【立石委員】ウェイティング・リストがどの程度あるのかというのは、これからお出しになるのでしょうかけれど、やはりプライオリティ付けをできるだけ早くからやっておいて、予算の枠もあるのですから、予算要求の段階になったら、評価書を添えて要求書を出せるような準備をした方が良いと思います。

【施設課】はい。

【藤本座長】多数の施設が控えているとなると、特に刑事施設などの緊急性があるものについては、PFIを活用すれば早期に整備が可能になると思うのですが、PFIの導入については考えているのですか。

【施設課】2,3検討中でございます。今回評価しました苫小牧法務総合庁舎事業につきましては、官署施設ではございますが、パイロット事業としまして、PFI方式で整備することを計画しており、既に平成16年度予算の概算要求をしております。資料3の1ページを御覧いただきますと、事業期間が平成16年度から平成30年度と15年もかけているのがお分かりいただけると思いますが、これは、実際に施設の建設につきましては2年程度でできるのですが、その後、PFI方式で事業契約をした業者が施設の維持管理を行うこととしているためです。

【藤本座長】ほかに何かないですか。

一つだけ気に掛かる場合がございます。

奈良少年刑務所の新営工事なのですが、これは、明治時代に我が国が富国強兵政策を打ち出して、不平等条約を撤廃するためには西洋化しなければならないという流れの中で、刑務所の建築が重要視されました。結果的にはベンサムの考えたパノプチコンという方式を採用したわけですし、資料3の32ページにありますように、真ん中にある白いものが監視塔なのですが、その周りに5つの舎房が放射型となっておりまして、日本ではこれを扇型とか放射型、小さな施設では十字型といいます。こういう施設を谷田三郎さんが矯正局にいたときに山下啓次郎さんと建築する計画を進めていくわけですが、この方式は、職員が少なくてもたくさんの受刑者を監視できるという利点があり、ベルギーのガン刑務所をモデルにしているだろうというのが現在の通説です。その後、舎房の配置は並列型になっていくわけですが、この方式の

良いところは、太陽が当たるところは受刑者に、当たらない湿気のあるところは職員に配置する点でして、これは公衆衛生上の問題を考慮したものなのですが、管理には非常に不便だということでした。ただIT化を進めていくと、多分この一望監視というのは、ITでやれるので、いらぬとは思いません。

報告書を読みますと、文化的な側面を考慮していただいているようですが、パノプチコン方式の施設は世界でこれしか残っていません。アメリカの私の指導教授が奈良少年刑務所を見て「あれは壊すな、アメリカにも残っていない。」と言われました。これくらい貴重な建物なのです。ソウルに行きますと、日本の占領時代に一つ作っていますので、写真を見せてもらったところ、原型をとどめないように改築されていて、本当にわずかしか名残りがありません。

その辺りの考慮はどうなっていますか。

【施設課】 もう一つ、もう私どもの所管している施設ではないのですが、長崎刑務所が残ってはおります。

【藤本座長】 鹿児島はもうダメでしょう。

【施設課】 鹿児島はありません。奈良少年刑務所につきましては、平成8年に、既に亡くなられました東京大学名誉教授の村松先生を委員長に、保存検討委員会を設けました。その検討結果を受けた形で、資料3の32ページ、33ページに反映させていただいております。再度、今、第二次調査ということで、調査費をかけております。第二次調査においては、更に詳細に詰めまして、構造耐久の調査や保存建物が具体的にどのように活用できるかということについて、今年度実施していきたいと思っております。

【藤本座長】 それは良いですね。法務省の庁舎のように残していただくと本当に有り難いです。

【施設課】 多大な費用ではありますが。

【藤本座長】 文化遺産ですから。日本の刑務所の歴史を知る上で、貴重な建物ですね。

【施設課】 ただ、それがどういう効果が現れるかといいますと、評価を出すのは難しいかと思えます。

【藤本座長】 費用対効果が難しいということですか。

【施設課】 はい。

【藤本座長】 これはあくまでも希望です。ありがとうございました。

ほかに御意見はございますか。

それでは、次に、「法務省事後評価の実施に関する計画（平成15年度）の見直し」について、御意見を伺いたいと思えます。これにつきましても、まず、事務局から御説明をお願いします。

【森本課付】 それでは、資料5の「平成15年度の法務省事後評価の実施に関する計画の改定(案)」について、御説明いたします。これは、現在、資料4の実施計画に従って、本年度の政策評価を実施しているところでありますが、その実施計画を改めようとするものであります。

平成15年度の実施計画に定めている基本目標や達成目標、指標につきましては、基本的に、平成14年度の政策評価を実施するために定めた達成目標や指標などを踏襲したのですが、平成14年度の政策評価を実施する中で、あらかじめ定めていた基本目標・達成目標や指標の中には適切でないと思われるところがあり、また、前回の政策評価懇談会においても、平成14年度の事後評価実施結果報告書について委員の皆さま方からも御指摘をいただいたところがあったので、これらを踏まえ、今後、本年度の政策評価の実施結果を取りまとめていく上で改めるべきではないかと思われるところについて、その改定を考えている次第であります。

改定内容については、資料5に取りまとめたとおりであり、現行の実施計

画に定めている指標などは、この資料の左の「現行」の欄に記載したとおりですが、これについて、右の「改定(案)」の欄に赤字で記載したように改めようかと考えているところであります。

それでは、改定の具体的な内容について御説明いたします。

まず、「2 実績評価方式を使用する政策」のうち、(1) の「民事法律扶助事業の推進」、(2) の「被害者等通知制度の適切な運用」、の「検察広報の積極的推進」については、基本目標を改めることにしたいと考えています。これらについては、アウトプットとなっている基本目標をアウトカムに改めようとするものであります。基本目標は、施策によってどのようなことを実現しようとしているのかを国民に明らかにするものであり、施策の実施によりどれだけのサービスなどを提供したのかというアウトプットではなく、サービスを提供した結果としてどのようなアウトカム、つまり、成果がもたらされるのかということに着目した目標を設定すべきであることから、アウトカムベースの基本目標に改定することを考えているものです。

これに伴いまして、(2)の の「被害者等通知制度の適切な運用」については、「基本目標」の具体的な達成水準を示すことは困難でありますので、これに関連した測定可能な指標による達成水準を示す「達成目標」として、新たに「通知を希望する人に対し、可能な範囲で、刑事事件の処分結果等の情報を提供する。」ことなどを定めることを考えています。それとともに、この「達成目標」の新設に伴い、また、前回の懇談会において、「通知希望者のうち、どのくらいの割合の者に通知されているのかを明らかにすべきである。」との御指摘があったことも踏まえて、「指標」として新たに「通知希望者数」を加えることを考えています。

の「検察広報の積極的推進」の「達成目標」については、現行の基本計画では「効果的な」広報活動を実施するとしていますが、「効果的な」では達成しようとする水準が不明確であることから、具体的な目標に改定しようとするもので、「指標」につきましても、同様に具体的なものに改定することを考えています。

次に、「 矯正施設における教育活動の推進」については、「達成目標」の改定を考えています。これは、前回の懇談会において、現行の「被害者の視点を取り入れた教育」という表現ぶりは適当ではないのではないかという御指摘がございましたことを踏まえ、「被害者側の立場を考慮した教育」ということを表すのに適切な表現振りに改めようとするものであり、既に平成14年度の政策評価の実施報告書でもこのように変更しています。

1枚めくっていただきまして、次に、「 更生保護活動の推進」をご覧下さい。この施策については、「指標」を改めたいと考えております。これらは、いずれも、平成14年度の事後評価において指標や参考データとして活用した具体的な指標に改定しようとするものです。

次に、「 「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保のための業務の実施」についても、「指標」を可能な限り具体的なものとするよう改定しようとするものです。

最後に、(4)の「 国の利害に関係のある争訟の処理」についてでございます。これについては、現行の実施計画では、「達成目標」は、「事件処理を迅速化する。」としていますが、本年7月に施行された「裁判の迅速化に関する法律」に、「裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、・・・」と規定されていることを踏まえ、達成目標を「訟務部門が対応する本訴事件の第一審の訴訟手続をすべて2年以内で終了させる」と具体化するとともに、その達成率を指

標としたいと考えているものであります。

以上でございます。

【藤本座長】ありがとうございます。

それでは、資料5の「法務省事後評価の実施に関する計画(平成15年度)改定(案)について」、何か御意見はありますか。赤いところが改定部分ですけれども、皆さまの御意見を取り入れて事務局の方で改定を加えた内容となっております。

御意見がございませんようでしたら、この平成15年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」では、昨年度のこの懇談会での御意見を踏まえて、平成15年度から新たに4つの施策、具体的には、資料4の5ページの「捜査における通訳の適正の確保」、続いて、6ページの「矯正職員に対する研修の充実強化」、9ページの「行政手続のオンライン化の推進」、9ページの「女性職員の採用・登用拡大の推進」の4つの施策について、政策評価を行うこととされております。これらの施策については、前回と、今回と、御意見を伺った平成14年度の政策評価では対象とされていませんでしたので、この機会に、これらの施策についても事務局から御説明をいただき、みなさまの御意見を伺いたいと思いますので、事務局の方からよろしくをお願いします。

【森本課付】それでは、一つ目、「捜査における通訳の適正の確保」についてですが、近年、国際化の進展に伴い、外国人による刑事事件や、被害者又は目撃者等の参考人が外国人である刑事事件が増加していますが、このような事件において、関係する外国人の権利を保障しつつ、適正な捜査を行うためには、捜査手続において、正確・公正な通訳が実現されることが不可欠であります。そのためには、通訳人の数を確保するだけでなく、通訳人の質を確保する施策を講じる必要があります。このような観点から、法務省では、これまでも、通訳の質的向上を図るために、我が国の司法制度に関する基本資料や17カ国語・18言語の法律用語対訳集をはじめとする通訳資料の作成・配布を行ってきたほか、全国規模での通訳人セミナーを開催し、ベテランの通訳人による講義、外国人がかかわる事件の捜査・公判を担当している検察官による講義、法務省刑事局付検事による刑事手続法及び刑事実体法についての講義、裁判所での法廷傍聴、通訳人と検察官等との座談会等を実施したところではありますが、今後とも、捜査における通訳の適正を確保する施策を講じる必要があります。そこで、適正な通訳に資する研修・情報の提供等の施策の実施状況によって、通訳の適正の確保を実現するための施策について実績評価を実施しているものであります。

次に、1ページめくっていただき、6ページをご覧ください。2つ目、「矯正職員に対する研修の充実強化」についてご説明します。これまで、矯正研修所や、刑務所などの各矯正施設では、矯正職員に対する人権意識の高揚を図るため、研修を実施してきたところですが、一連の名古屋刑務所事件により刑務官の逮捕が相次ぎ、矯正職員に対する人権教育は、必ずしも十分な効果をあげていなかったと認識しているところであり、同様の事案の再発を防止するためには、職員の人権意識を一層向上させることが重要な課題となっております。そこで、矯正局では、既に、矯正職員に対する研修を充実強化する施策を講じており、具体的には、矯正研修所では、研修内容及びカリキュラムを見直し、人権意識の啓発に関する科目を増やすなどし、また、矯正研修所支所では、新たに、人権研修を実施し、研修を受講した者には、アンケートを実施して研修効果等を確認するとともに、配属されている矯正施設に帰所後、他の職員にも研修内容を伝達することを義務付けております。さらに、各矯正施設で実施している自庁研修の充実を図るため、矯正研修所において、自庁研修用指導書、これは「人権研修に関する指導書」というもの

ですが、これらの作成に取り組んでおり、これを各矯正施設に配布して自庁研修で活用させることとしています。矯正職員に対する人権研修の充実、その人権意識を高揚させるために重要な施策のひとつであり、カリキュラムや教材等の充実に係る施策の実施状況等を指標として、人権研修の充実機会の拡充、研修プログラムの充実の度合いを評価し、人権研修を一層充実させたいと考えているところでございます。

次に、9ページをご覧いただきたいと思います。3つ目は、「行政手続のオンライン化の推進」でございます。政府は、IT施策を強力に推進しているところでありますが、行政と国民・事業者との間の手続のオンライン化は、行政の効率化に資するとともに、国民・事業者の負担の軽減を実現するものであります。法務省では、「法務省行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」において、申請・届出等の行政手続のオンライン化の実施計画を定め、法務省が扱う271の申請・届出等の手続のうち、対面審査を要することなどからオンライン化になじまない35を除いた236の手続について、オンライン化の実現に向けて取り組んでいるところでございます。既に、90の手続については、オンライン化を実施しており、今後、本年度中に、更に131手続についてオンライン化の実施を予定しています。また、オンライン化手続を国民にとって便利なものにするという、「質」の向上にも取り組んでいるところであり、具体的には、手数料等の電子納付を可能とする歳入金電子納付システムとの連携、オンライン手続の受付窓口となる総合的な受付・通知システムの原則365日24時間の運用、法務省が発行する証明書等の電子化などについて、今後、着実に実施していくこととしております。このように、国民の利便に資するため、行政手続のオンライン化を推進しているところですが、その実施計画である、「法務省行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」の進捗状況を指標とし、オンライン化の推進のための施策を評価し、その利便性の向上を図りたいと考えているところであります。

最後に、「女性職員の採用・登用拡大の推進」について御説明いたします。少子高齢化社会の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっておりますが、政策の決定過程への男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現の基盤をなすもののひとつでございます。法務省及び公安調査庁においては、平成13年に人事院が策定した指針に基づき、同年11月に、それぞれ、女性職員の採用・登用拡大計画を策定して、平成17年度までの数値目標を設定し、女性職員の採用・登用拡大に向けた取組を行っているところであります。具体的には、例えば、種職員採用パンフレットや、法務省ホームページに設けた「法務省の求める人材メッセージ」と題したページに、「法務省は女性の活躍の場も多く、意欲ある女性の期待を裏切らない職場です。」と記載しているほか、種試験受験者向けの業務説明会には、すべて女性職員を派遣するなど、有為な女性を公務に誘致するなどの募集活動を推進し、女性職員の採用の拡大に向けて取り組んでいるところであります。また、業務研修や登用に資することを目的とした研修等に意欲と能力のある女性職員を積極的に参加させるよう努めるなどして、女性職員の登用の拡大にも取り組んでいます。そこで、このような取組の具体的実施状況を指標として、女性職員の採用・登用の拡大の推進のための施策について評価を実施し、政策の決定過程への男女共同参画を一層推進することとしているものであります。

以上でございます。

【藤本座長】ありがとうございました。それでは何か御意見はございますでしょうか。  
【田辺委員】5ページの「捜査における通訳の適正の確保」ですが、基本目標は「通

訳人の確保のための対策」で、達成目標は「適正な通訳に資する研修・情報の提供等を充実させる」となっており、指標が「実施状況」となっておりまして、質の問題でありますと、研修等の充実が生きてくると思いますが、量が絶対的に不足しているのですから、そもそも量を確保すること自体が測定されるべき目標ではないかと思いますが。どのような状況なのですか。

【刑事局】 通訳人の人数の確保につきましては、これは当然必要なことでございます。しかし、具体的に何人が必要かということになりますと、実際には、事件に応じてそれぞれ通訳人を確保しているわけであり、あらかじめ何人必要かということについては指標として設定しにくく、また、各地検においてもそれぞれ実情が異なってきます。そこで、あらかじめ確保すべき人数を設定するというよりも、通訳人の方々に法律用語とか刑事法手続について理解を深めていただくことによる質の向上の方が目標として設定しやすいということによってこのようにしたものであります。

【藤本座長】 いかがですか。

【田辺委員】 目標として設定しやすいのは分かりますが、最終的に問題になっているのは数が圧倒的に足りないということではないかと拝察します。ですから、研修よりも、むしろ登録人数を目標にして、去年よりも数を増やすという方が単純かつ目標に資するという感じがするのですが。

【刑事局】 あらかじめ人数設定はできず、また、単に人数を増やすことに意味があるのかということでありまして。

【藤本座長】 もちろん、人数を増やすというのは当然ですけれども、達成目標は、効果のあるものをあげようということですね。

ほかに何かありませんか。

【立石委員】 目標を達成するためにはいくらお金を使っても良いということではないと思います。こういうインプットによりこういう成果を挙げたという費用対効果で評価していただきたいと思います。そうすると、この程度の予算投入でこれだけ大きな成果を得たとか、反対に、これだけの予算をつぎ込みながら大した成果を挙げられなかったというものが出てきますので、業務の必要性の判断もできると思います。施策の性質上、数値で出せないものもあり、そういうものについてはいたしかたないとは思いますが。

【北村官房参事官】 基本的に、法務省の事務の大部分は成果を数値で表すのは難しく、また、数値目標の達成に重点を置くべきではない、そういう性質の仕事をしているというところがあると考えています。そのため、どのようにして政策評価を実施するかについて、今もって分からないところもございまして、この2年で徐々に工夫をしながらやってきたところもございまして、どうしようもないところもあることもご理解いただければと思いますが、今後も、出来る限り工夫をして、良いものがあればそれを採用したいと考えておりますので、御意見をいただければありがたいと思います。

【藤本座長】 法務省として、こういう政策についても政策評価を行うべきではないかという意見もありましたが、事務局として考えておりますのは、年明け後に来年度に実施する政策評価についての実施計画などを策定していくことになるということもございまして、その際に先生の御意見等を反映していくということによろしいかと思っております。ほかにございましてか。

【山根委員】 6ページの「矯正職員に対する研修の充実強化」ですが、研修も必要だと思っておりますけれども、名古屋刑務所事件の背景には、職員の労働条件や勤務環境のこともあると思っておりますので、職員のメンタルヘルス、心の問題ですが、カウンセリングとか健康診断であるとか、その辺の充実についても評価の対象として盛り込めないのかと思うのですが。

【藤本座長】 矯正局、どうでしょうか。

【矯正局】 あのような事件が起きた背景、要素はいくつかあるのですけれども、その一

つに過剰な勤務，超過勤務，超過負担という問題がございます。したがって、当局として考えておりますのは、職員の勤務環境を、なるべく楽なものにしてあげたいということで、職員の増員をお願いして、一人一人の超過負担を少なくする、あるいは、外部委託出来る業務につきましては外部委託して負担を少なくするというを第一に考えております。また、職員の不平不満をいかに吸い上げて上げるかということも大事なことで、各矯正施設での悩みの聴取はもちろんなのですが、本省の矯正局に直接苦情を言えるような体制を本年度整えたところでございまして、その方向では施策を進めさせていただいております。政策評価の対象としている研修の中では、そういったことまで含まれておりませんが、委員がおっしゃったことも考えてまいりたいと思います。

【藤本座長】山根委員が問題提起したカウンセラーですが、これは考えているのですか。

【矯正局】カウンセリングにつきましては、今のところ、まだ考えておりません。少しでも超過負担を減らしてやろうということを最優先で考えております。

【藤本座長】職員は、27時間連続勤務をやっており、また、年次休暇が4日とか5日しか取れないという現状があって、職員の増員については、これまで10年間、職員数が1万7000人からあまり増加していませんので、職員を増やすことは確かに優先事項だと思います。同時に、山根委員のおっしゃるように、日本人はなかなかカウンセリングをしないのですけれども、これまで受刑者の面倒を3人見ていたのが5人見るようになれば、当然職員の負担はかなり大きいと思いますので、職員のカウンセリングについては是非考えていただいて、矯正職員の研修体制の充実強化の中に、どう取り入れるかは別として、来年度の対象施策を選定する際には考慮すべきではないかと、私も同じ意見をもっております。

【矯正局】検討したいと思います。

【藤本座長】ほかに意見はございますか。

よろしいでしょうか。それでは、御議論は以上とさせていただきたいと思います。

最後に事務局から事務連絡がございます。

【北村官房参事官】本日も、お忙しい中お集まりいただきまして、貴重な御意見を賜りまして誠にありがとうございました。次回会合につきましては、年明けの2月ころに開催し、来年度の政策評価の実施計画の策定などにつきまして、ご意見をお願いしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

【藤本座長】ありがとうございました。

それでは、本日はこれで閉会としたいと思います。どうも、ありがとうございました。

以 上